

福島県国土利用計画（第四次計画）
及び
福島県土地利用基本計画書

福島県国土利用計画（第四次）の概要・・・P 1
福島県国土利用計画（第四次計画）・・・P 4
福島県土地利用基本計画書・・・P16

平成 2 1 年 2 月
福 島 県

福島県国土利用計画(第四次)の概要

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本理念

国土利用計画法第2条に定める理念
土地に関する公共の福祉優先
自然環境・生活環境の保全・確保
地域の諸条件に配慮した土地利用
県土の均衡ある発展

(2) 県土利用の現状と課題

ア 県土の特性

豊かで多様な自然
多極分散型県土構造
地理的優位性の高まり

イ 社会経済状況の変化

本県人口は横ばい傾向
社会経済活動の成熟化
地価の下落、土地利用転換
圧力の低下
価値観の多様化、自然との
共生意識の高まり

ウ 県土利用の課題

- (ア) 土地の有効利用の促進
- (イ) 環境と調和の取れた土地利用の推進
- (ウ) 秩序ある市街地の形成・土地利用の適正化
- (エ) 県土利用の質的向上

(3) 県土利用の基本方針

- ア 土地利用に関する計画の充実、適正かつ合理的な土地利用の推進
- イ 農用地・森林について生産活動と多面的機能に配慮した適正な保全、都市的土地利用についての効率的、高度利用の一層の推進と計画的で適正な土地利用の転換の確保
- ウ 環境と調和の取れた土地利用の推進による美しい県土の形成
- エ 県土の保全と安全性の確保、公害の防止、快適な生活環境の創造に配慮した土地利用の推進、住民参加とまちづくりの視点に立った土地利用計画の策定

(4) 地域類型別の県土利用の基本方向

ア 都市

自然環境の保全や所要の整備、景観形成等の総合的な調整・計画的な都市整備の推進
中心市街地の空洞化に対して、低・未利用地等を活用した都市の拠点の再形成、都市機能の集積、都市居住の推進等市街地の再整備と商業活性化の一体的推進
スプロール化防止、公害防止、防災性の向上、克雪・利雪に配慮した土地利用の促進

イ 農山漁村

生産基盤の整備、工業導入による就業機会の確保、生活環境の整備、都市住民との交流による魅力ある農山漁村の形成
農用地、森林の整備、高度利用
里山等身近な自然環境の保全、美しい農山漁村景観の形成
中山間地域等における地域資源活用による活性化、農用地・森林保全のための新たな管理主体の育成

ウ 自然維持地域

適正な保全
貴重な自然の復元
適正な管理の下での自然とのふれあいの場としての利用

(5) 利用区分別の県土利用の基本方向

- ア農用地** : 意欲ある担い手への農地の利用集積の促進、優良農地の確保と整備、多面的機能の維持・増進のための適正な保全管理、環境への負荷の少ない農業生産の推進
- イ森林** : 多面的機能の発揮に必要な森林の確保と整備、二酸化炭素吸収源としての機能発揮への配慮、原生的・機能の高い森林の保全、土地利用転換の抑制、都市近郊等森林の緑地としての保全整備、都市と農山漁村との交流の場などとしての総合的利用の推進
- ウ原野** : 貴重な自然を形成する原野の保全
- エ水面・河川・水路** : 安全性の確保・安定した水供給に必要な用地の確保、整備にあたっての環境への配慮、水辺環境等の創造
- オ道路** : (一般道路)必要な用地の確保、整備にあたっての安全性等の確保、防災機能等多面的機能の発揮、自然環境・生活環境への配慮
(農林道)必要な用地の確保、整備にあたっての生活環境・自然環境・地域産業振興等への配慮
- カ住宅地** : 望ましい居住水準と良好な居住環境の確保、災害に関する地域特性を踏まえた土地利用、住宅市街地の再整備による有効利用
高度利用
- キ工業用地** : 産業高度化、企業ニーズ対応し、自然環境と共生した計画的な用地確保、農村地域の活性化・雇用創出のための用地確保、工場跡地の有効利用
- クその他の宅地** : 土地利用の高度化・中心市街地の商業活性化・良好な環境形成に配慮した用地の計画的な確保
- ケその他** : (公用・公共用施設用地)必要な用地の計画的確保、施設の耐災性の確保・災害時の活用
: (リゾート・レクリエーション用地)自然環境等への配慮、地域の振興等を総合的に 勘案した計画的整備
: (都市の低・未利用地)再開発用地、公共施設用地、事業用地等としての活用
: (耕作放棄地)立地条件に応じた有効利用
- コ沿岸域** : 自然環境、陸域との一体性に配慮した総合的な利用、海岸の保全による県土の安全性の向上

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標とその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

目標年次：平成22年 基準年次：平成10年
平成22年における人口：209万人から214万人と想定

(単位：ha・%)

	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	163,798	157,091	11.9	11.4
農地	161,437	154,730	11.7	11.2
採草放牧地	2,361	2,361	0.2	0.2
森林	972,743	967,508	70.6	70.2
野路	3,418	3,418	0.2	0.2
水面・河川・水路	44,708	46,169	3.2	3.3
宅地	47,427	53,075	3.4	3.9
工業用地	43,747	51,126	3.2	3.7
住宅地	26,024	29,045	1.9	2.1
その他の宅地	4,721	5,379	0.3	0.4
その他	13,002	16,702	0.9	1.2
合計	1,378,248	1,378,334	100.0	100.0
市街地	17,370	17,833	1.3	1.3

(注) (1)道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2)市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

平成10年欄の市街地面積は、平成7年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標の地域別の概要

	県北地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	27,692	26,076	15.8	14.9
農地	27,189	25,573	15.5	14.6
採草放牧地	503	503	0.3	0.3
森林	99,546	98,982	56.8	56.5
宅地	9,618	10,931	5.5	6.2
住宅地	6,150	6,661	3.5	3.8
工業用地	807	926	0.5	0.5
その他の宅地	2,661	3,344	1.5	1.9
上記以外の利用区分	38,486	39,353	21.9	22.4
合計	175,342	175,342	100.0	100.0

	県中地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	43,146	41,174	17.9	17.1
農地	41,779	39,807	17.4	16.5
採草放牧地	1,367	1,367	0.6	0.6
森林	141,043	139,198	58.6	57.8
宅地	10,471	12,857	4.4	5.3
住宅地	6,114	7,334	2.5	3.0
工業用地	1,114	1,254	0.5	0.5
その他の宅地	3,243	4,269	1.3	1.8
上記以外の利用区分	45,969	47,400	19.1	19.7
合計	240,629	240,629	100.0	100.0

	県南地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	19,336	18,489	15.7	15.0
農地	19,336	18,489	15.7	15.0
採草放牧地	0	0	0.0	0.0
森林	81,712	80,826	66.3	65.5
宅地	3,950	4,842	3.2	3.9
住宅地	2,082	2,385	1.7	1.9
工業用地	958	1,090	0.8	0.9
その他の宅地	910	1,367	0.7	1.1
上記以外の利用区分	18,326	19,167	14.9	15.5
合計	123,324	123,324	100.0	100.0

	会津地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	33,542	32,761	10.9	10.6
農地	33,508	32,727	10.9	10.6
採草放牧地	34	34	0.0	0.0
森林	228,205	227,863	74.1	74.0
宅地	6,397	7,251	2.1	2.4
住宅地	3,810	4,128	1.2	1.3
工業用地	427	486	0.1	0.2
その他の宅地	2,160	2,637	0.7	0.9
上記以外の利用区分	39,761	40,030	12.9	13.0
合計	307,905	307,905	100.0	100.0

	南会津地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	4,554	4,269	1.9	1.8
農地	4,547	4,262	1.9	1.8
採草放牧地	7	7	0.0	0.0
森林	216,801	216,696	92.6	92.5
宅地	1,004	1,071	0.4	0.5
住宅地	690	717	0.3	0.3
工業用地	28	28	0.0	0.0
その他の宅地	286	326	0.1	0.1
上記以外の利用区分	11,805	12,128	5.0	5.2
合計	234,164	234,164	100.0	100.0

	相双地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	25,673	24,794	14.8	14.3
農地	25,528	24,649	14.7	14.2
採草放牧地	145	145	0.1	0.1
森林	116,222	115,679	66.9	66.6
宅地	5,394	6,256	3.1	3.6
住宅地	3,141	3,493	1.8	2.0
工業用地	366	441	0.2	0.3
その他の宅地	1,887	2,322	1.1	1.3
上記以外の利用区分	26,482	27,058	15.2	15.6
合計	173,771	173,787	100.0	100.0

	いわき地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	9,855	9,534	8.0	7.7
農地	9,550	9,229	7.8	7.5
採草放牧地	305	305	0.2	0.2
森林	89,215	88,264	72.5	71.7
宅地	6,913	7,919	5.6	6.4
住宅地	4,038	4,328	3.3	3.5
工業用地	1,021	1,154	0.8	0.9
その他の宅地	1,854	2,437	1.5	2.0
上記以外の利用区分	17,130	17,466	13.9	14.2
合計	123,113	123,183	100.0	100.0

(注) (1) 県中地域及び会津地域の合計面積には境界確定後の猪苗代湖の面積が含まれている。

(2) 会津地域及び南会津地域の合計面積は境界未定のため総務庁統計局の推定(平成7年国勢調査報告)を基にした。

3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地についての公共の福祉の優先、地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な利用の推進のための各種規制、誘導措置等の総合的な実施

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法、土地利用関係法令等の適切な運用
大規模な土地利用の事前調整による適正な土地利用の確保
地価動向の的確な把握・土地取引規制による投機的な土地取引の防止

(3) 地域整備施策の推進

地域の特性に応じた地域整備施策の推進
都市における中心市街地活性化のための魅力的な都市空間形成に向けた諸施策の推進
農山漁村における中山間地域の活性化のための地域資源の保全・活用を通じた魅力ある地域づくり諸施策の推進
多極ネットワーク形成の推進、県境を越えたより広域的な連携・交流による地域づくり諸施策の推進

(4) 県土の保全と安全性の確保

ア 治水施設の整備、自然条件と土地利用配置との適正に配慮した適正な土地利用への誘導
イ 森林の多面的機能の向上のための適正な森林整備、保安林・治山施設の整備、地域特性に応じた管理
ウ 都市地域におけるオープンスペースの確保、適正配置、危険地域の情報の周知

(5) 環境と調和した土地利用の推進

ア 森林・農地等の多面的機能の維持・向上のための整備、保全、適正管理、生産条件の不利性を補正する措置
イ 優れた自然環境、文化財等の保全のための規制・誘導、里山など身近な自然環境の保全
ウ 大規模開発に対する要綱などによる事前指導、アセスの実施、景観の保全・創造、公共事業の環境への配慮、廃棄物処理施設に関する指導助言
エ 湖沼等の水質保全のための対応、公害発生防止のための用途区分に応じた土地利用の誘導

(6) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用転換の不可逆性、地域社会への影響の大きさに留意し、自然的、社会的条件を勘案した慎重な土地利用の転換
イ 農地の無秩序な転用の抑制、優良農地の確保
ウ 保安林、機能の高い森林の保全、多面的機能への配慮
原野の利用転換の際の自然環境保全への配慮、周辺土地利用への配慮
エ 大規模な土地利用転換にあたっての事前調査・調整、市町村の地域づくり計画との整合性
オ 混住化の進展する地域での土地利用転換にあたっての土地利用調整、計画白地地域などにおける計画的な土地利用のための施策の充実

(7) 土地の有効利用の促進

ア (農用地) 農業生産基盤整備、担い手の育成、農用地集積による利用増進、特に担い手減少・高齢化の著しい地域における営農組織・受託組織の育成による営農体制づくり
イ (森林) 森林資源の計画的整備、森林空間の総合的利用
担い手の育成、県民の理解と協力などによる管理水準向上
ウ (水面・河川・水路) 治水・利水、生物の多様な生息環境などのために必要な水量・水質の確保、水辺空間・ふれあいの場としての形成
エ (道路) 都市部・景観の優れた場所における道路の電線類の地中化、道路緑化の推進、道路空間の有効利用
オ (住宅地) 優良な宅地の供給促進、住宅市街地の再整備
土地区画整理事業等による秩序ある市街化
カ (工業用地) 計画的な工業団地整備、学術研究機関との連携、環境との共生に配慮した工業団地の整備促進、工場跡地・未分譲地などの有効利用促進のための誘致活動の展開
キ (その他) 公共・公共用施設用地の高度利用、バリアフリー化、低・未利用地の地域状況に応じた有効利用
ク 計画の趣旨を生かした良好な土地管理と有効な土地利用のための土地所有者の誘導

(8) 土地に関する基本理念の普及啓発及び

県土に関する調査の推進

あらゆる機会をとらえた土地に関する基本理念の普及啓発
国土調査等の基礎調査の推進
土地に関する情報の収集・整備の推進

第一次計画	昭和52年12月19日	決定
第二次計画	昭和61年3月20日	決定
第三次計画	平成5年3月18日	決定
第四次計画	平成13年3月22日	決定

福島県国土利用計画 (第四次計画)

平成13年3月

福島県

福島県国土利用計画

前文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、福島県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めるものであり、県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び福島県土地利用基本計画の基本となるものである。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化、策定された市町村計画の集成等により、必要に応じ見直しを行うものとする。

1. 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

(2) 県土利用の現状と課題

ア 県土の特性

全国第3位の広大な面積を有する本県は、森林が県土の7割を占めるほか、大小様々な河川、猪苗代湖をはじめとする数多くの湖沼、標高2千メートル級の山々を擁し、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれている。この広大な県土は、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈が縦断しているため、気候、風土を異にする3地方に区分されている。さらに、特定の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地域にヒューマンスケールの都市が分散した多極分散型の県土構造となっており、都市と農山漁村が機能分担と連携によって、それぞれの機能特性を生かしながら7つの特色ある生活圏をかたちづけている。また、新幹線や高速道路など高速交通体系の整備の進展によって、東京圏に近接するという本県の地理的優位性が一層高まっている。このような県土の特性とともに、阿武隈地域の地震等災害に対する安全性が高く評価された結果、平成11年12月に本県の阿武隈地域等を含む「栃木・福島地域」が首都機能移転先候補地の一つに選定された。

イ 社会経済状況の変化

少子・高齢化が進行する中で、本県人口は、ほぼ横ばい傾向を示している。社会経済諸活動は、ボーダレス化、情報化が進展する中で産業の構造変化などを伴いながら成熟化が進んでいる。こうした中で、土地利用に関しては、地価の下落が続くとともに、リゾート・レクリエーション施設等の大規模開発が減少するなど、全体としては、土地利用転換の圧力が低下している。また、経済発展によって実現された高い所得水準や、労働時間の短縮などを背景として、暮らしの豊かさをより積極的に味わおうとする傾向が強まるとともに、これまで我が国経済の発展を支えてきた企業中心・仕事中心の価値観から自分が自分らしく生きるという個人重視の価値観へ移行しつつある。さらに、自然環境は人類の生存の基盤であるとの認識の広がりや、これまでの大

量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムへの反省などから、自然との共生への意識がかつてないほど高まっている。

ウ 県土利用の課題

(ア) 中山間地域を中心として、農用地の遊休化が進行しているとともに森林の管理水準が低下していることから、これらのもつ多面的機能が低下している。また、中心市街地においては空洞化による低・未利用地の増加が顕著になっており、県土の有効利用の促進は一層重要な課題となっている。

(イ) 地球環境問題の顕在化とともに、環境問題に対する県民の意識が高まっている。県土利用においては、「循環の理念」による環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向け、環境と調和の取れた土地利用を推進する必要がある。

(ウ) いわゆる「バブル経済」の崩壊以来、リゾート・レクリエーション施設等の開発は減少しているものの、都市近郊における住宅団地の造成などは引き続き進んでいることから、秩序ある計画的な市街地の形成が課題となっている。また、相対的に土地利用規制の緩いいわゆる「計画白地地域等」において土地利用の混在なども見られることから土地利用の適正化を図る必要がある。

(エ) 地形など自然的条件と適合した土地利用による県土の安全性の確保、快適な生活環境の創造への一層の配慮など、引き続き、県土利用の質的向上を図る必要がある。

(3) 県土利用の基本方針

ア 県政の基本目標である「地球時代にはばたくネットワーク社会 ~ ともに作る美しいふくしま ~ 」を実現するため、土地の利用に関する計画の充実を図り、地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。なお、首都機能移転に関しては、適正な土地利用の観点から、国会における論議の推移などを見守りつつ適切に対処する。

イ 農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動と多面的機能の維持・発揮に配慮して、適正な保全を図り、都市的土地利用については、土地の効率的利用、高度利用を一層促進する。土地利用の転換に当たっては、土地利用の不可逆性を考慮し、開発許可制度等の適切な運用などにより計画的かつ適正に行う。

ウ 環境と調和の取れた土地利用の推進により、人と自然が共生し、歴史的風土や景観に配慮した美しい県土の形成を図る。

エ ゆとりと潤いのある生活空間を形成するため、県土の安全性の確保、公害の防止、快適な生活環境の創造に配慮した土地利用を推進する。また、地域における住民の主体的な活動の活発化などを踏まえ、住民参加とまちづくりの視点に立った土地利用計画の策定に努める。

(4) 地域類型別の県土利用の基本方向

ア 都市

都市は、都市的サービス、都市的な就業機会の提供など地域発展に大きな役割を果たすとともに、農山漁村との機能分担及び連携により、ゆとりと潤いのある生活圏づくりを進めるうえで重要な役割を担うことから、より一層の都市機能の集積と良好な都市空間の形成が求められている。このため、自然環境の保全、公園、緑地、水辺空

間等憩いの場の確保、街路、下水道等の整備、良好な都市景観の形成などについて、総合的な調整を図りながら、計画的に都市整備を推進する。中心市街地の空洞化の進行に対しては、低・未利用地などを活用した、都市の拠点の再形成を進め、都市機能の集積を図るとともに、既成の住宅市街地の整備による都市居住の推進など市街地の再構築と商業等の活性化とを一体的に推進することにより、中心市街地の活性化を図る。また、市街地周辺部においては、農林業的土地利用に配慮しつつ、スプロール地域の発生などの無秩序な市街化の進行を未然に防止するなど、計画的な土地利用を図り、豊かな田園環境のもとでゆとりある居住を実現する。なお、都市の整備に当たっては、騒音、振動等の公害防止に十分配慮した都市構造の形成に努めるとともに、道路や都市公園の防災機能を生かし、災害に対する安全性を高め、防災性の高いまちづくりを推進する。さらに、積雪地域においては、雪に強いまちづくりを積極的に推進するため克雪・利雪に配慮した土地利用の促進を図る。

イ 農山漁村

農山漁村は、食料等の安定的供給のための生産の場であるとともに、生活の場であり、同時に県土を保全する機能や、緑豊かな空間の提供による保健・教育的機能など多面的な機能を有している。このため、農林水産業の生産基盤の整備と計画的な工業の導入による就業機会の確保、快適な生活環境の整備及び豊かな自然や地域文化を活用した都市住民との交流の促進により、魅力ある農山漁村を計画的に形成しつつ、農用地及び森林の整備と利用の高度化を図る。あわせて、里山などの身近な自然環境の保全に努めるとともに、美しい農山漁村景観の積極的な形成を図る。また、中山間地域などにおいては、地域資源の総合的な活用による地域の活性化のほか、新たな管理主体の育成、都市住民の参加・協力などを通じ、農用地及び森林を保全し、適切な管理をさらに推進する。農地と宅地が混在する地域においては、生産基盤及び生活環境の一体的な整備を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう土地利用を誘導する。なお、積雪地域においては、雪に強い地域づくりを推進するため克雪・利雪に配慮した土地利用の促進を図る。

ウ 自然維持地域

自然公園の特別保護地区など、優れた自然環境を有し保全を旨として維持すべき地域については、適正な保全を図る。また、貴重な自然環境を復元するための取組みを推進する。あわせて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習など自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(5) 利用区分別の県土利用の基本方向

ア 農用地

農用地については、多様な地域資源を生かした本県の農業生産力を十分に発揮するため、意欲ある担い手への利用集積を進めながら、必要な優良農用地の確保と整備を図る。また、農用地のもつ県土保全機能、自然環境保全機能など多面的機能の維持・増進のため、適正に保全・管理するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。耕作放棄地などの低・未利用地については、有効利用を促進する。

イ 森林

森林については、木材生産などの経済的機能、県土保全、水資源かん養、保健・休

養、自然環境の保全などの公益的機能の総合的な発揮に必要な森林を確保するとともに、公益的機能の高度発揮や多様な木材需要に応えるための複層林施業など多様な森林施業による整備を図る。この際、地球温暖化防止の観点から、森林のもつ二酸化炭素吸収源としての機能発揮にも十分配慮する。また、原始的な森林など優れた自然環境を形成している森林を極力保全するとともに、機能の高い森林については他の利用目的への転換を抑制する。都市及び都市近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全及び整備を図る。また、その他の地域の森林については、自然環境の保全に留意しつつ、都市と農山漁村の交流のための保健・休養の場、教育・文化活動の場などとして総合的な利用を図る。

ウ 原野

原野のうち、湿原や水辺植生・野生生物の生息地など、優れた自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持などの観点から保全を図る。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備などに必要な用地の確保を図る。その整備に当たっては、自然の水質浄化作用、多様な生物の生息・生育環境としての機能の維持向上など流域の健全な水循環の確保に努めるとともに、自然景観の保全に留意しながらいこいとふれあいのある水辺環境の創造を図る。

オ 道路

道路のうち、一般道路については、広域的な連携・交流を促進し、県土の均衡ある発展を図る道路、地域づくりを支援する道路、都市の活動を支援する道路などを整備するために必要な用地の確保を図る。その整備に当たっては、道路の安全性、信頼性及び快適性を確保し、道路交通の円滑化並びに防災機能、公共・公益施設の収容機能などの多面的機能の発揮に配慮する。また、自然景観や自然環境との調和、地域住民の生活環境の保全・改善、良好な都市景観の形成などに十分配慮する。また、農林道については、農林業の生産性向上、農林地管理の適正化などを図るため、必要な用地の確保を図る。農林道の整備に当たっては、農山村の生活環境の整備、地域産業の振興などに配慮するとともに、自然景観との調和、自然環境の保全に十分配慮する。

カ 住宅地

住宅地については、人口、世帯数の動向、都市化の進展、地域の特性などに対応しつつ、望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を進めながら、必要な用地の計画的な確保を図る。また、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域における住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転促進など、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を推進する。都市においては、良好な居住環境を備えた住宅市街地の再整備による住宅地の有効利用・高度利用を図る。

キ 工業用地

工業用地については、高速交通体系の整備の進展などによる本県ポテンシャルの高まりを踏まえ、県土の均衡ある発展と地域特性を生かした工業の配置を図るため、産業の高度化、企業ニーズに対応し、地域環境や自然環境との共生に配慮しながら計画

的な確保を図る。農村地域においては、地域の活性化と雇用創出のため、自然環境の保全及び農業との調和に留意しつつ、工業用地の確保を図る。工場移転などにより生じる工場跡地については、良好な都市環境の整備のため有効利用を図る。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展に伴う商業・業務施設の立地、商業基盤施設の整備、情報・通信・研究開発施設の立地などに必要な用地の計画的な確保を図る。

ケ その他

文教施設、公園緑地、交通施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の計画的な確保を図る。また、施設の耐災性を確保し、災害時の活用を図る。リゾート・レクリエーション用地については、地域の優れた自然景観との調和、自然環境の保全に十分配慮するとともに、地域の振興などを総合的に勘案した整備を図る。都市の低・未利用地については、再開発用地、オープンスペース、公共施設用地、居住用地、事業用地などとして活用し、農山漁村の耕作放棄地については、森林、農用地として活用するなど立地条件に応じた有効利用を図る。

コ 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然環境の保全、周辺景観との調和、陸域との一体性に十分配慮しつつ、自然的及び地域的特性に応じ総合的な利用を図る。この場合、県民に開放された親水空間としての利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系の保全を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は平成 22 年とし、基準年次は平成 10 年とする。

イ 県土の利用に関して基礎となる平成 22 年の人口はおよそ 209 万人から 214 万人程度と想定する。

ウ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

エ 県土の利用の基本構想に基づく平成 22 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

オ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（単位：ha・％）

	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	163,798	157,091	11.9	11.4
農地	161,437	154,730	11.7	11.2
採草放牧地	2,361	2,361	0.2	0.2
森林	972,743	967,508	70.6	70.2
原野	3,418	3,418	0.2	0.2
水面・河川・水路	44,708	46,169	3.2	3.3
道路	47,427	53,075	3.4	3.9
宅地	43,747	51,126	3.2	3.7
住宅地	26,024	29,045	1.9	2.1
工業用地	4,721	5,379	0.3	0.4
その他の宅地	13,002	16,702	0.9	1.2
その他	102,407	99,947	7.4	7.3
合計	1,378,248	1,378,334	100.0	100.0
市街地	17,370	17,833	1.3	1.3

（注）（１）道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

（２）市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

平成10年欄の市街地面積は、平成7年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土の資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用と環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域の区分は、次の7区分とする。

地域の区分	左の地域に含まれる土地の行政区
県北地域	福島市、二本松市、伊達郡、安達郡
県中地域	郡山市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地域	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地域	会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地域	南会津郡
相双地域	原町市、相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地域	いわき市

ウ 計画の目標年次、基準年次及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、（１）に準ずるものとする。

エ 平成22年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次表のとおりである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標の地域別の概要

(単位：ha・%)

	県北地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	27,692	26,076	15.8	14.9
農地	27,189	25,573	15.5	14.6
採草放牧地	503	503	0.3	0.3
森林	99,546	98,982	56.8	56.5
宅地	9,618	10,931	5.5	6.2
住宅地	6,150	6,661	3.5	3.8
工業用地	807	926	0.5	0.5
その他の宅地	2,661	3,344	1.5	1.9
上記以外の利用区分	38,486	39,353	21.9	22.4
合計	175,342	175,342	100.0	100.0

	県中地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	43,146	41,174	17.9	17.1
農地	41,779	39,807	17.4	16.5
採草放牧地	1,367	1,367	0.6	0.6
森林	141,043	139,198	58.6	57.8
宅地	10,471	12,857	4.4	5.3
住宅地	6,114	7,334	2.5	3.0
工業用地	1,114	1,254	0.5	0.5
その他の宅地	3,243	4,269	1.3	1.8
上記以外の利用区分	45,969	47,400	19.1	19.7
合計	240,629	240,629	100.0	100.0

	県南地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	19,336	18,489	15.7	15.0
農地	19,336	18,489	15.7	15.0
採草放牧地	0	0	0.0	0.0
森林	81,712	80,826	66.3	65.5
宅地	3,950	4,842	3.2	3.9
住宅地	2,082	2,385	1.7	1.9
工業用地	958	1,090	0.8	0.9
その他の宅地	910	1,367	0.7	1.1
上記以外の利用区分	18,326	19,167	14.9	15.5
合計	123,324	123,324	100.0	100.0

	会津地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	33,542	32,761	10.9	10.6
農地	33,508	32,727	10.9	10.6
採草放牧地	34	34	0.0	0.0
森林	228,205	227,863	74.1	74.0
宅地	6,397	7,251	2.1	2.4
住宅地	3,810	4,128	1.2	1.3
工業用地	427	486	0.1	0.2
その他の宅地	2,160	2,637	0.7	0.9
上記以外の利用区分	39,761	40,030	12.9	13.0
合計	307,905	307,905	100.0	100.0

	南会津地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	4,554	4,269	1.9	1.8
農地	4,547	4,262	1.9	1.8
採草放牧地	7	7	0.0	0.0
森林	216,801	216,696	92.6	92.5
宅地	1,004	1,071	0.4	0.5
住宅地	690	717	0.3	0.3
工業用地	28	28	0.0	0.0
その他の宅地	286	326	0.1	0.1
上記以外の利用区分	11,805	12,128	5.0	5.2
合計	234,164	234,164	100.0	100.0

	相双地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	25,673	24,794	14.8	14.3
農地	25,528	24,649	14.7	14.2
採草放牧地	145	145	0.1	0.1
森林	116,222	115,679	66.9	66.6
宅地	5,394	6,256	3.1	3.6
住宅地	3,141	3,493	1.8	2.0
工業用地	366	441	0.2	0.3
その他の宅地	1,887	2,322	1.1	1.3
上記以外の利用区分	26,482	27,058	15.2	15.6
合計	173,771	173,787	100.0	100.0

	いわき地域			
	平成10年	平成22年	構成比	
			10年	22年
農用地	9,855	9,534	8.0	7.7
農地	9,550	9,229	7.8	7.5
採草放牧地	305	305	0.2	0.2
森林	89,215	88,264	72.5	71.7
宅地	6,913	7,919	5.6	6.4
住宅地	4,038	4,328	3.3	3.5
工業用地	1,021	1,154	0.8	0.9
その他の宅地	1,854	2,437	1.5	2.0
上記以外の利用区分	17,130	17,466	13.9	14.2
合計	123,113	123,183	100.0	100.0

(注)

- (1) 県中地域及び会津地域の合計面積には境界確定後の猪苗代湖の面積が含まれている。
- (2) 会津地域及び南会津地域の合計面積は境界未定のため総務庁統計局の推定(平成7年国勢調査報告)を基にした。

3.2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策を実施する。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法、条例などの適切な運用、大規模な土地利用に対する事前調整の充実により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図るとともに、地価動向の的確な把握と土地取引の規制を行うことにより、投機的な土地取引の防止に努める。

(3) 地域整備施策の推進

都市と農山漁村との連携・交流により、ゆとりと潤いのある生活の実現に必要な基本的機能と個性的な機能を併せ持つ生活圏づくりを進めるため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進する。都市においては、中心市街地の活性化のため、魅力的な都市空間の形成を目標とした諸施策を推進する。農山漁村においては、中山間地域の活性化のため、地域資源の保全・活用を通じた魅力ある地域づくりなどの諸施策を推進する。さらに、交通、情報・通信網の整備により、多極ネットワークの形成を推進するとともに、県境を越えたより広域的な連携・交流による地域づくりのための諸施策を推進する。

(4) 県土の保全と安全性の確保

ア 県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設などの整備と流域内の土地利用の調和を図るとともに、地形など自然条件と土地利用配置との適合性に配慮し、適正な土地利用への誘導を図る。

イ 森林のもつ県土の保全、水資源かん養などの多面的機能の向上を図るため、適正な森林整備を推進するとともに保安林及び治山施設の整備を進め、流域を基本的な単位として地域特性に応じた管理を推進しつつ、森林の管理水準の向上を図る。

ウ 都市地域における安全性を確保するため、市街地の整備などに当たり、公園などのオープンスペースを確保し適正に配置するとともに、危険地域についての情報の周知を図るなど、災害に強いまちづくりを推進する。

(5) 環境と調和の取れた土地利用の推進

ア 地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての機能をはじめ、森林及び農用地のもつ自然環境・生活環境保全など多面的機能の維持、向上を図るため、多様な森林の整備と保全及び農地の適正な管理に努める。中山間地域などにおいては、生産条件の不利性を補正するための措置を講ずることなどにより、適切な農業活動が継続されるよう努める。また、本県の多様性に富んだ美しい自然環境を保全しながら、自然と豊かにふれあうことのできる環境整備を推進する。

イ 優れた自然環境や文化財とその歴史的環境を保全するため、開発行為などに対する規制指導を行うとともに、里山、谷間の湿田、水辺地などの身近な自然環境の保全に努める。また、必要に応じて自然植生や生物の生息空間の保全・復元を促進する。

ウ 開発行為など大規模な事業については、事業実施前における事業者に対する指導助

言及び環境影響評価の実施により、事業者自らが必要な環境保全対策を行い、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導する。また、県景観条例をはじめ関係法令等の連携と適切な運用により、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を推進する。公共事業については、その構想、計画段階から環境へ配慮した事業執行に努める。また、廃棄物の適正処理のため、廃棄物処理施設については、周辺の自然環境や生活環境など地域との共生に配慮しつつ、必要な用地が確保されるよう、事業者などに対する適切な指導助言に努める。

エ 湖沼などの水質の保全に資するよう、流域における緑地の保全その他自然環境の保護のための土地利用制度を適切に運用する。また、住居系、商業系、工業系などの用途区分に応じた適正な土地利用の誘導を進め、公害の発生を防止する。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を行う場合には、その転換の不可逆性及び地域社会に与える影響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況など自然的・社会的条件を勘案して慎重に行うこととする。

イ 農用地の利用転換を行う場合には、農業経営の安定、食料生産の確保及び地域農業に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転換を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮する。

ウ 森林の利用転換を行う場合には、保安林及び機能の高い森林の利用転換を極力避けるとともに、森林の持つ多面的機能に配慮しつつ、自然環境との調和に留意して周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、自然環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響の範囲が広範であることから、周辺地域をも含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の転換を図る。また、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画との整合を図る。

オ 混住化の進展する地域で土地利用転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地、住宅地、工業用地等相互の土地利用の調整を図る。また、いわゆる「計画白地地域等」における計画的な土地利用を推進するため施策の充実を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農業の担い手の育成と農地流動化の促進による農地利用の集積によって利用増進を図る。特に担い手の減少や高齢化が著しい地域においては営農組織や受託組織を育成し、地域の営農体制づくりを促進する。

イ 森林については、木材生産などの経済的機能及び公益的機能を増進するため、自然環境の保全に配慮しつつ立地条件に応じた森林施策によって森林資源の整備を計画的に推進する。その際、森林とのふれあいの場に適した森林については、自然観察の場、野外レクリエーション施設などの整備により、森林空間の総合的な利用に配慮する。また、林業における担い手の育成、林道の整備、森林管理への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上など森林管理のための基礎的条件を整備し、森林の管理水

準の向上を図る。

ウ 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能のほか生物の多様な生息・生育環境のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観としての水辺空間、人と水とのふれあいの場の形成を図る。

エ 都市部及び景観の優れた場所における道路については、電線類の地中化、道路緑化などを推進し、良好な街並み景観を形成するとともに、道路空間の有効利用を図る。

オ 住宅地については、住まいのバリアフリー化など少子・高齢社会に対応した良好な住環境を備えた優良な宅地供給を促進する。都市地域においては、住宅市街地の再整備による安全で、快適な都市居住の推進により、地域の特性に応じた土地の有効利用、高度利用に努める。また、土地区画整理事業の推進などにより都市近郊の無秩序な市街化の進行を防止し都市基盤の整備を図る。

カ 工業用地については、県土の均衡ある発展と工業の効率的な発展を図る観点から、産業の高度化、工場立地動向を踏まえ、計画的に工業団地の整備を図る。整備に当たっては、学術研究機関との連携、交通ネットワークの活用とともに地域環境や自然環境との調和に留意し、環境との共生に配慮した工業団地の整備を促進する。また、工場移転などによって生じた工場跡地、既存の工業団地のうち未分譲の工業用地などの有効利用を促進するため、企業ニーズの的確な把握を踏まえた企業誘致活動を積極的に展開する。

キ その他の土地利用のうち、公用・公共用施設の用地については、環境の保全に配慮しつつ有効かつ高度な利用が図られるよう努める。また、施設のバリアフリー化、耐災性の向上を図る。耕作放棄地などの低・未利用地については、その解消に向けた実践活動を支援するとともに、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域の実情や立地条件に応じた有効利用を促進する。

ク 土地の所有者が、本計画の趣旨を生かした良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。

(8) 土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進

土地月間をはじめあらゆる機会をとらえて土地に関する基本理念の普及啓発を図る。また、総合的な土地対策に資するため、国土調査など県土に関する基礎的な調査を一層推進し、土地の所有、取引、利用、地価などに関する情報を収集、整備する。

福島県土地利用基本計画書

平成16年3月

福 島 県

前文 福島県土地利用基本計画策定の趣旨

福島県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、福島県の区域における国土（以下「県土」という。）について、適正かつ合理的な土地利用を図るため国土利用計画法第9条の規定に基づき国土利用計画（全国計画及び福島県計画）を基本として策定した。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準として役割を果たすものである。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。このため、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

県土の利用を計画するに当たっては、県土のもつ土地資源の特性を十分に認識し、長期的展望に基づき、次の事項を基本とするものとする。

ア 県政の基本目標である「地球時代にはばたくネットワーク社会 ～ ともにつくる美しいふくしま ～」を実現するため、土地の利用に関する計画の充実を図り、地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。

なお、首都機能移転に関しては、適正な土地利用の観点から、国会における論議の推移などを見守りつつ適切に対処する。

イ 農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動と多面的機能の維持・発揮に配慮して、適正な保全を図り、都市的土地利用については、土地の効率的利用、高度利用を一層促進する。

土地利用の転換に当たっては、土地利用の不可逆性を考慮し、開発許可制度等の適切な運用などにより計画的かつ適正に行う。

ウ 環境と調和の取れた土地利用の推進により、人と自然が共生し、歴史的風土や景観に配慮した美しい県土の形成を図る。

エ ゆとりと潤いのある生活空間を形成するため、県土の安全性の確保、公害の防止、快適な生活環境の創造に配慮した土地利用を推進する。

また、地域における住民の主体的な活動の活発化などを踏まえ、住民参加とまちづくりの視点に立った土地利用計画の策定に努める。

(2) 地域類型別の土地利用の基本方向

土地の利用に当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性とそれぞれの地域の特性に留意しつつ、人口・産業の適正配置を図るとともに、都市及び農山漁村の整備、振興、すぐれた自然環境の維持など県土利用の質的向上を図るものとする。

都市

都市は、都市的サービス、都市的な就業機会の提供など地域発展に大きな役割を果たすとともに、農山漁村との機能分担及び連携により、ゆとりと潤いのある生活圏づくりを進めるうえで重要な役割を担うことから、より一層の都市機能の集積と良好な都市空間の形成が求められている。

このため、自然環境の保全、公園、緑地、水辺空間等憩いの場の確保、街路、下水道等の整備、良好な都市景観の形成などについて、総合的な調整を図りながら、計画的に都市整備を推進する。中心市街地の空洞化の進行に対しては、低・未利用地などを活用した、都市の拠点の再形成を進め、都市機能の集積を図るとともに、既成の住宅市街地の整備による都市居住の推進など市街地の再構築と商業等の活性

化とを一体的に推進することにより、中心市街地の活性化を図る。

また、市街地周辺部においては、農林業的土地利用に配慮しつつ、スプロール地域の発生などの無秩序な市街化の進行を未然に防止するなど、計画的な土地利用を図り、豊かな田園環境のもとでゆとりある居住を実現する。

なお、都市の整備に当たっては、騒音、振動等の公害防止に十分配慮した都市構造の形成に努めるとともに、道路や都市公園の防災機能を生かし、災害に対する安全性を高め、防災性の高いまちづくりを推進する。

さらに、積雪地域においては、雪に強いまちづくりを積極的に推進するため克雪・利雪に配慮した土地利用の促進を図る。

農山漁村

農山漁村は、食料等の安定的供給のための生産の場であるとともに、生活の場であり、同時に県土を保全する機能や、緑豊かな空間の提供による保健・教育的機能など多面的な機能を有している。

このため、農林水産業の生産基盤の整備と計画的な工業等の導入による就業機会の確保、快適な生活環境の整備及び豊かな自然や地域文化を活用した都市住民等との交流の促進により、魅力ある農山漁村を計画的に形成しつつ、農用地及び森林の整備と利用の高度化を図る。あわせて、里山などの身近な自然環境の保全に努めるとともに、美しい農山漁村景観の積極的な形成を図る。

また、中山間地域などにおいては、地域資源の総合的な活用による地域の活性化のほか、新たな管理主体の育成、都市住民等の参加・協力などを通じ、農用地及び森林を保全し、適切な管理をさらに推進する。農用地と宅地が混在する地域においては、生産基盤及び生活環境の一体的な整備を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう土地利用を誘導する。

なお、積雪地域においては、雪に強い地域づくりを推進するため克雪・利雪に配慮した土地利用の促進を図る。

自然維持地域

自然公園の特別保護地区など、優れた自然環境を有し保全を旨として維持すべき地域については、適正な保全を図る。

また、貴重な自然環境を復元するための取組みを推進する。あわせて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習など自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に即して適正に行わなければならない。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地などの問題が生じるおそれのある地域については、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる市街地を計画的に整備することを基本とする。

また、用途地域が定められていない都市計画区域における中心となる既成市街地及びこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域（優良な集団農地を除く。）においては、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、用途地域を定めることが望ましい。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等優れた自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護・育成を図るものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、将来にわたって農業の維持・発展を図るために必要な基礎資源であり、良好な生活環境や自然環境の重要な構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農用地等については、都市計画等農業以外の土地利用に関する計画との調整を了した場合には、その調整の内容に従って利用されるものとし、農業以外の土地利用に関する計画等との調整を了しない場合及び農業以外の土地利用に関する計画等の存しない場合においては、他用途への利用は原則として行わないものとする。

また、農用地区域及びその周辺における土地利用にあたっては、農用地区域内の農地等における農業生産条件に及ぼす影響に十分に留意するものとする。

森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土の保全、水源のかん養、保健休養、自然環境保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が高度に発揮されるようその整備を図るものとする。

ア 保安林（森林法第25条第1項による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林については、経済的機能及び公益機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要

がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第14条第1項による特別保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して、景観の厳正な保護を図るものとする。

イ 特別地域（自然公園法第13条第1項又は第60条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、豊かな本県の自然環境を必要に応じ自然環境保全地域とし、広く県民が、その恵沢を享受するとともに将来の県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。

ア 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第14条による原生自然環境保全地域をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、自然の推移にゆだねるものとする。

イ 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

ウ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

(1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち、2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域類型別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況並びに将来におけるその土地及びその周辺の土地利用の動向に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域が重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として都市的な利用を優先するものとするが、緑地としての森林の保全及び機能の維持に努めるものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と保安林以外の森林地域とが重複する場合

森林として利用されている現況及び森林が都市的な利用に供された場合の周

辺への影響に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持しつつ、かつ、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境の保全を優先するものとする。

イ 都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然保全地域としての機能をできる限り維持しつつ、かつ、自然環境の保全との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として農用地としての利用を優先するものとする。ただし、この場合、現に森林として利用されている土地においては、農業に対して果たすべき森林としての機能に留意しつつ、森林としての農業上の利用との調整を図るものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

原則として農用地としての利用を優先するものとする。ただし、この場合においては、自然公園としての機能をできる限り維持しつつ、かつ、自然公園としての保護及び利用との調整を図るものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持しつつ、かつ、自然公園として保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境の保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然保全地域としての機能をできる限り維持しつつ、かつ、自然環境の保全との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

森林地域と自然公園地域とが重複する地域

土地利用の現況が森林であり、その森林が優れた自然の風景地であることに留意し、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

森林地域と自然保全地域とが重複する地域

土地利用の現況が森林であり、その森林が良好な自然環境を形成している地域であることに留意し、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

対象となる五地域の重複の組み合わせ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項
1 都市地域と農業地域 2 都市地域と森林地域 3 農業地域と森林地域	郡山市 片平地区	混住化の進行等に伴い土地利用の混在が予想されることから、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に誘導し、農地及び森林の集団的な保全・利用を図る。